

平成18年1月5日

各 位

三井トラスト・ホールディングス株式会社
中央三井信託銀行株式会社

代理店（三井住友銀行）の取扱業務の追加について

中央三井信託銀行は、このたび三井住友銀行と締結している信託業務に係る代理店契約を変更し、代理店業務に遺産整理業務を追加することとしました。

これにより中央三井信託銀行は、遺産整理業務について、より一層幅広いお客さまに質の高いサービスを提供していくことが可能になります。

記

1．契約締結先の名称および所在地

株式会社三井住友銀行 （頭取 奥 正之）
東京都千代田区有楽町1丁目1番2号

2．追加する代理店業務

遺産整理業務(*)

* 遺産整理業務とは、相続人の委任を受け、遺産の調査・収集、相続財産目録の作成、遺産分割協議のアドバイス、遺産分割手続の実行等を行う業務です。

3．追加する代理店業務の取扱開始予定日

平成18年4月3日

以 上